⑸　特定周波数帯の不要発射振幅測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	不要発射周波数（検出した周波数）（注６）
掃引周波数幅	100kHz
分解能帯域幅	３kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定確度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、バースト送信状態（注７）とする。

⑵　通常の変調状態で変調をかけ、最大出力状態となるように設定する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、各掃引周波数幅ごとに不要発射を探索する。

⑵　検出した不要発射の振幅値が「十一の項の規定値（以下「規定値」という。以下この項において同じ。）－３dB」以下の場合は、検出した値を測定値とする。

⑶　検出した不要発射の振幅値が「規定値－３dB」を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz、１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、不要発射周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を２⑶とし、掃引を終了後、バースト内の全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。バースト内の全データを電力次元の真数に変換し、平均値を算出して不要発射の振幅値とする。

⑷　⑶の測定のうち、特定周波数帯（160MHzから170MHzまで、207.5MHzから215MHzまで）の範囲において、分解能帯域幅の選択度特性により規定値を超える場合は、⑸以降の測定を行う。

⑸　スペクトル分析器の設定を２⑷とし、特定周波数帯の不要発射を探索する。

⑹　検出した不要発射の振幅測定値に分解能帯域幅換算値（注８）を加えた値が規定値以下の場合は、検出した振幅測定値に分解能帯域幅換算値を加えた値を測定値とする。

⑺　検索した不要発射の振幅測定値に分解能帯域幅換算値を加えた値が規定値を超える場合は、当該許容値を超える周波数において、次の⑻から⑾までの手順で詳細測定を行う。

⑻　スペクトル分析器の設定を２⑸とし、スペクトル分析器の中心周波数を、⑺において規定値を超える各周波数（注６）とする。

⑼　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑽　全データのdB値を電力次元の真数に変換する。

⑾　全データの電力総和（注９）を算出し、これをP_sとする。

⑿　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　４で測定した不要発射の振幅値を、技術基準が異なる各帯域ごとに不要発射電力の最大の１波を周波数とともに、技術基準に規定する単位で記載する。

⑵　多数点を記載する場合は、平成22年総務省告示第307号に規定する許容値（以下「許容値」という。以下この項において同じ。）の帯域ごとにレベルの降順に並べ、周波数とともに記載する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごと（参照帯域幅内）における総和を、技術基準に規定する単位で周波数とともに記載するほか、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の１波を技術基準に規定する単位で周波数とともに記載する。

6　その他

⑴　測定結果が許容値に対し３dB以内の場合は、当該周波数におけるスペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認する。

⑵　試験機器単体で試験周波数を送信できない陸上移動局にあっては、外部試験装置を用いることができる。

⑶　スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「ＲＭＳ」を用いることができる。

⑷　４⑾の注９において参照帯域内のＲＭＳ値を用いる場合は、測定値にバースト時間率（注10）の逆数を乗じた値を測定結果とする。

⑸　搬送波抑圧フィルタを使用する場合は、フィルタの減衰領域内の不要発射を正確に測定できないことがある。この場合は、測定値を補正する必要がある。

⑹　５⑶において、各周波数ごとにおける総和を記載することとしているが、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線本数（注11）で除した値を超える周波数において参照帯域幅内の値の総和を算出する。なお、全ての空中線端子において許容値を空中線本数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線本数を乗じた値を記載することができる。

⑺　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシチ等の場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、省略してはならない。

⑻　３⑶において、アダプティブアレーアンテナの場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大となる状態に設定し、他の空中線端子を測定する。

注１　不要発射探索時の設定を次のとおりとする。不要発射測定時の分解能帯域幅を、測定する不要発射周波数を次の周波数で示した分解能帯域幅に設定する。

掃引周波数幅	分解能帯域幅
９kHzから150kHzまで	１kHz
150kHzから30MHzまで	10kHz
30MHzから160MHzまで	100kHz
160MHzから170MHzまで	100kHz
207.5MHzから215MHzまで	100kHz
215MHzから1,000MHzまで	100kHz
1,000MHzから３GHzまで	１MHz

注２　「（掃引周波数幅／分解能帯域幅）×バースト周期」以上とすることができる。ただし、検出される信号のレベルが最大３dB小さく測定される場合があるので注意する。

注３　検出した不要発射周波数が境界周波数（170MHz及び207.5MHz）より外側（搬送波周波数から離調する方向）に50kHz以内で測定された場合は、不要発射の振幅測定時の中心周波数を、境界周波数から50kHz外側に離れた周波数（169.95MHz又は207.55MHz）に設定する。